

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年（2023 年）12 月 20 日提出

提出者

那覇市議会議員

上 里 た だ し 吉 嶺 努

糸 数 昌 洋 栗 國 彰

多和田 栄 子 與 儀 喜 邦

永 山 盛 太 郎

（提案理由）

特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、議員にかかる期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出する。

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職に</p>	<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職に</p>

<p>あったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]</p>	<p>あったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和5年11月30日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。